

新型コロナウイルス感染症に対応した
小・中学校及び義務教育学校における
教育活動の実施について（参考資料）

令和3（2021）年2月5日

栃木県教育委員会事務局義務教育課

I はじめに

1 本資料作成の経緯

これまで栃木県教育委員会事務局義務教育課では、学校における新型コロナウイルス感染症対策に伴う「学びの保障」について様々な取組を実施するとともに、感染状況等の変化に応じて基本的な考え方や方向性について示した参考資料を作成し、各学校や市町教育委員会の支援に努めてきたところである。

まず、「学びの保障」に向けた学習支援については、四つの柱として取組を実施してきた。

一つ目の柱として「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業等におけるとちぎの子ども『学びの保障』のために」（令和2（2020）年4月23日付け義教第137号）を発出し、「学びの保障」に関する基本的な考え方や臨時休業期間中の家庭学習、登校再開後の指導について留意事項等を示した。

二つ目の柱として、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒が教科書を使って主体的に学習を進められるよう「主体的な学びを促す教材例」を作成し、臨時休業期間中における児童生徒の家庭学習を支援してきた。

三つ目の柱として、県域テレビ放送を活用した自宅学習ガイド番組「テレビスクール とちぎ」を制作し、児童生徒が自宅等で行う学習を支援してきた。

四つ目の柱として、自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する「とちぎの子ども『学びの保障』に向けた応援サイト」を開設し、児童生徒による主体的な学びを進めることができるよう支援してきた。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について、二つの参考資料を作成し、基本的な考え方や方向性を示してきた。

令和2（2020）年5月8日には、「小・中学校及び義務教育学校における教育活動再開に向けた段階的な対応について（参考資料）【5月8日時点】」を発出し、学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会の提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら教育活動を行うことに資するよう、分散登校などの学校運営上の工夫の在り方を示した。

令和2（2020）年5月20日には、「[小・中学校及び義務教育学校] 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の基本的な考え方と取組の方向性等について」を発出し、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質をもつことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、取組の方向性を示した。

このような中、文部科学省により令和2年12月3日付けで示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（Ver. 5）」を受け、これまでの県教育委員会による取組や作成してきた資料を整理し、参考資料としてまとめることとした。

なお、本資料については、令和3（2021）年2月5日現在のものであり、今後新たな情報や知見が得られた場合には、更新を行うものであることを申し添える。

2 学校再開後の教育活動に関する基本的な考え方

本県が令和2（2020）年5月14日に国の緊急事態宣言の対象区域から外れたことを受け、5月31日までとしていた県立学校の臨時休業を5月24日までに短縮し、5月25日から31日までの期間は引き続き分散登校を行い、6月1日以降においては、通常登校により授業を実施することとした。市町立学校においても、基本的には県に準じた対応をお願いしたところである。

文部科学省では、緊急事態宣言の対象から外れたとしても、「学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じる必要はあるが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要」であり、「学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質をもつことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切である」としている。（5月15日付け2文科初第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における『学びの保障』の方向性等について（通知）」）

これらを踏まえ、本県としても、学校再開後の教育活動に関する基本的な考え方を次の3点とした。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 本県における警戒度に応じて、適切な教育活動を実施すること ② 感染症対策を講じながら、最大限の学びの保障を実現すること ③ 児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細かな指導を行うこと |
|---|

II 学校教育活動等の実施の可否や在り方

1 本県における警戒度基準

(1) 警戒度に関する判断基準

本県では、新型コロナウイルス感染症対策分科会が政府に行った提言を受け、より細かな数値の変化で県内の警戒度レベルを確認できるようにするため、表1のとおり、令和2（2020）年8月12日の対策本部会議において県が独自に設定している警戒度に関する判断基準の見直しを行い、対応を総合的に判断することとしている。

表1 本県における警戒度に関する判断基準

指 標		特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
感染 状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満
医療 提供 体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満
	確保病床数・ 宿泊療養室数に対する 療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満

(2) 警戒度に応じた行動基準

表1における各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断し、県ホームページにおいて情報提供をしている。県では、各警戒度レベルの状況により、県民及び事業者、学校等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行うこととしている。

2月5日現在の本県の警戒度レベルは「特定警戒」であることから、学校生活については、表2のとおり「休業又は分散登校又は通常登校」としているが、県教育委員会では、学校内において感染がまん延している可能性が低い状況であることなどから、必ずしも休業や分散登校を実施する必要はないと考える。

表2 警戒度に応じた行動基準（学校生活）

警戒度レベル	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
学校生活	休業 又は 分散登校 又は 通常登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校	通常登校

いずれの警戒度においても、各学校において感染症対策を講じることに変わりはない。

今後、県内感染状況の総合的な判断としての警戒度レベルが変化した場合、分散登校や休業に移行することも考えられるが、分散登校の場合は、「小・中学校及び義務教育学校における教育活動再開に向けた段階的な対応について（参考資料）【5月8日時点】」（令和2（2020）年5月8日付け義教第185号）を参考にする。

2 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」（2020.12.3 Ver.5）～」では、「学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断する」とされ、表3のとおり「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準が作成された。

表3 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（文部科学省作成）

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	【収束局面:レベル3→2】 感染リスクの低い活動 から徐々に実施 【拡大局面:レベル1→2】 感染リスクの高い活動 を停止	リスクの低い活動から 徐々に実施し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔 を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

表3の「レベル1」～「レベル3」のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断することとしている。

また、2月5日現在の本県における学校内での感染状況を踏まえると、表3の行動基準では「レベル2」の段階にあるが、これまでどおり1教室35人程度での授業実施も可能である。

ただし、2月7日をもって、本県は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の対象区域から除外されることとなったが、近県においても感染拡大に予断を許さない状況が続いていることを踏まえ、引き続き「感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い教育活動」は、一時的に停止する。

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
 - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
 - ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
 - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)
- ※ 「★」を付した活動：特に感染リスクの高い教育活動を示す。

各学校においては、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、本県の児童生徒の健やかな学びを保障していくことが必要である。

体育の授業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ 可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・ 緊急事態宣言の対象地域に属する地域では、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することも考えられる。
- ・ 緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容について、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2～3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

また、学校の授業や部活動等において合唱を行う場合には、以下の感染症対策にも取り組むことが必要である。

1. マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用する。
 2. 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ 2 m（最低 1 m）空ける。
 3. 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
 4. 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行います。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- ※ ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）にのっとった形状のものをよぶ。
- ・ マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
 - ・ フェイスシールドについては的確な取扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動における着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低 2 m）をとってマスクを外して行うことも考えられるが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限するなどの対応も必要である。

ただし、屋外で、十分な距離（最低 2 m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられる。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とする。

※ 令和 2（2020）年 12 月 10 日付け 2 文科初第 1344 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」 文部科学省初等中等教育局長外

※ 参照：別添 1 合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（一般社団法人全日本合唱連盟）

Ⅲ 「学びの保障」のための基本的な考え方と取組の方向性

1 「学びの保障」のための基本的な考え方

- (1) 社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、児童生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要である。
- (2) 学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質をもつことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切である。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施にあたっては、学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、児童生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って対応していくことが大切である。
- (4) 今後も地域の感染状況等により、柔軟な対応が可能となるよう、ICT環境の整備も含めた準備を進めておくことが必要である。
- (5) 児童生徒同士がお互いに励まし合いながら成長していけるよう、学校内外で様々な工夫を凝らして協働的な学びを実現していくことが重要である。
- (6) 地域や家庭に対しても丁寧に説明を行い、児童生徒の「学びの保障」のための取組方針等について十分に認識の共有を図ることが重要である。
- (7) 児童生徒の学びを最大限に保障するためには、各学校において、新型コロナウイルス感染症の影響の度合いに応じて、年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要である。
その際には、新学習指導要領の趣旨に則り、以下①～③の考え方に基づき工夫して教育課程を編成し、地域や学校、児童生徒の実情に応じて必要な手段を組み合わせる学校教育活動を実施することが必要である。
 - ① 学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識した上で、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直すこと。
 - ② 知・徳・体にわたる「生きる力」を児童生徒に育むために、各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図ること。
 - ③ 学校全体として、地域の状況や児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行うこと。

2 「学びの保障」のための教育課程編成の工夫

学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること。

特に、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

(1) 令和元年度分の未指導内容について

- ① 前学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合は、学習状況を進学先の学校と共有するとともに、進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて、必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導や教育課程に位置付けない補習を行う、追加の家庭学習を課す等の配慮を行う。
- ② 令和2年度に教育課程内で補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられる。
- ③ 学習に著しい遅れが生じる可能性が低い場合は、学校や設置者において、令和2年度に補充のための授業を実施しないという判断をすることも十分に考えられる。

(2) 補充のための授業等を行う際の具体的な取組

① 教育課程内での補充のための授業

ア 授業時数の確保

- ・ 時間割編成の工夫（週時数を増やす、予備時数を活用する、7時間授業の実施 ※1）

※1 1時間(コマ)を40分や45分に短くしたうえで、一日当たりの授業時数の増加を図る。

小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示） 総則 授業の1単位時間（第1章第2の3の(2)のウの(ア)）参照

- ・ 学校行事の精選、重点化及び準備時間の短縮
- ・ 長期休業期間の短縮（学校教育法施行令第29条、施行規則第61条）
- ・ 土曜日に授業を行う（学校教育法施行令第29条、施行規則第61条）

【留意点】

- 令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもない。（各学校において弾力的に対処）
- 学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合には、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものはされない。
- 児童生徒の負担が過重とならないよう配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないよう配慮する。

[参考] 補充のために教育課程を編成する際の確認の手順 (例)

a 各学校における丁寧な実態の把握



- ・どの学校の、どの学年の、どの教科で、どれくらいの遅れがあるのか。
- ・小学校と中学校の遅れの状況に違いはあるのか。

b 遅れを解消するために必要となる授業時数等の検討



- ・どの学年、どの教科で、どれくらいの授業時数が必要となるか。

c 方法の検討

- ・長期休業期間の短縮、朝の学習、放課後等を活用するのか。
- ・学校ごとの対応とするのか、一律に行うのか。

令和2(2020)年4月23日付け 義教第137号「新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業等におけるとちぎの子どもの『学びの保障』のために」 栃木県教育委員会事務局義務教育課

- 学校行事の精選に当たっては、学校行事の教育的意義や児童生徒の心情等を踏まえ、実施に向けた様々な工夫等について、あらゆる角度から検討することが重要である。それでもなお、感染症対策が十分行えない等の理由により、延期や中止の判断をすることはやむを得ない。

〈 各学校行事における工夫例 〉

※ 例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要である。

◆儀式的行事(新任式・離任式など)

- ・離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送(音声や映像など)を活用したり、学校だよりに掲載したりする など

※ 参照:別添4 県立学校の卒業式実施上の留意事項(栃木県教育委員会高校教育課、特別支援教育室)

◆文化的行事(文化祭、学習発表会、音楽会、クラブ発表会、芸術鑑賞会など)

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など

◆健康安全・体育的行事(健康診断、避難訓練、運動会など)

- ・健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなるよう十分配慮する
- ・防犯指導、交通安全指導及び避難訓練や防災訓練などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など

◆遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事

- ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、会話を控えめにする など

◆勤労生産・奉仕的行事(職場体験活動、就業体験活動及び校内美化活動や地域清掃など)活動

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など

〈 修学旅行の実施に向けた留意事項 〉

修学旅行については、次の点に留意して実施に向けて検討する。

- ◇別添2「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（令和3年1月29日付け一般社団法人日本旅行業協会）を参考に、旅行者、宿泊施設、バス会社等と十分な打合せを行い、感染症対策を講じた上で事前指導、旅行内容等を検討する。
 - ◇旅行先の今後の感染状況を注視し、旅行先の地域において感染リスクが高まり、実施困難な状況が生じた場合には、延期または中止の判断をする。
 - ◇修学旅行実施上の感染症対策について、旅行会社と連携して、保護者・生徒に十分な説明をし、理解を得る。その際、キャンセル料発生の可能性についても丁寧に説明しておく。
 - 週休日である土曜日に授業を行う場合、教職員の勤務日及び勤務時間については、県の条例等に基づき、週休日の振替等を行う。市町の採用する教職員については、市町の定める条例や規則によるものとする。（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第5条、同規則第3条）
- ※ 参照：学校管理運営問答集第18集 問34・35

イ 各教科等の系統性、発展性

新学習指導要領における各教科等の内容は、学年間の系統性、発展性について十分配慮されていることから、例えば、令和2年度の教育課程内において、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に扱う。（カリキュラム・マネジメント）

② 教育課程に位置付けない補習

ア 朝の活動を活用した補習 ※2

※2 毎朝15分の学習時間を設定し、週3回計算ドリルや新出漢字の学習を行って、授業時数を1時間とカウントすることや、毎朝15分の授業を1時間目に組み込み60分授業とすることも可能。

小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示） 総則 短い時間を活用して行う指導（第1章第2の3の(2)のウの(イ)）参照

イ 放課後等を活用した補習

③ 家庭学習を適切に課す

ア 指導計画に適切に位置付く家庭学習

- ・ 主たる教材である教科書を中心に、教科書と併用できる教材等を適切に組み合わせたものを課す。
- ・ 学校の指導計画の中で、その学習状況や成果を把握し、指導や学習の改善に努められるもの。

[例] ワークブックや書き込み式のプリント、レポートの作成、小テストの実施、振り返りの記録 など

イ 特例的な措置

家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができる。

<要件>

- 教科等の指導計画と照らして適切に位置付くものであること。
- 教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。

3 年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難な場合の特例的な対応

児童生徒の進級や進学、転学、学級編制（クラス替え）、教員の異動、更には、今後の新型コロナウイルス感染状況の変化（第二波、第三波）等を見据え、本年度中に予定していた内容の指導については、年度内に終えることができるよう工夫して教育課程を編成し直すとともに、必要な手段を組み合わせることで学校教育活動を実施することにより、できる限り早い段階で学習の遅れを取り戻すことが望ましい。

しかしながら、上記2のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合には、各種の取組に加えて以下のような特例的な対応をとることにより、子供たちの「学びの保障」を進めていくことも考えられる。

以下に示す(1)及び(2)の取組については、学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお本年度中に予定していた内容の指導を終えることができない場合の補完的な取組であることに留意すること。

(1) 次年度以降を見通した教育課程編成

今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年・第2学年）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質をもつことに鑑み、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する。

(2) 学校の授業における学習活動の重点化

- ① 限られた授業時数の中で学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士
の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、指導に当たっての安全性の確保
や実施に要する教材・教具の整備等の観点から、学校でしか実施できない実技や実習等、
に重点化し、各単元の指導時数を縮減する。

[例] 発展的な学習や準備・復習などに係る学習活動などを可能な限り効率化する。

- ② 各市町教育委員会及び学校においては指導計画の見直しに際し、本資料や教科書発行者提供の参考資料を踏まえ、各地域や学校、児童生徒の実態に応じて、何を学校以外の場で
取り扱うことが適当であるかを検討した上で判断する必要がある。
- ③ 授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICTの活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が
不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

[例] 指導計画を踏まえながら、個別でも実施可能な学習活動等は、家庭学習で行い、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映する。

- ④ 学校以外の場で取り扱う学習活動のうち、特に家庭において行うものについては、家庭
の事情を鑑み、家庭での実施が困難と思われる児童生徒について学校で個別に指導を行う
等の配慮を行うこと。
- ⑤ 児童生徒が密集して長時間活動する学習活動等、感染症対策を講じても、なお感染の可能性が高い学習活動については、指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と授業以外の場における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画を見直し、必要な措置を講じる。
- ⑥ 指導計画の作成に当たっては、教科等や学習活動の特性に応じて、学校の授業以外の場
で取り扱う学習活動と学校における授業との関連や、指導順序の変更を行う際の単元や題
材などの内容のまとまりについて十分配慮することが重要である。

※ 参照：6月5日付け2初教課第5号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について
(通知)」

(参考) 文部科学省ホームページ「授業における学習活動を重点化する際の参考資料」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html

4 ICTの活用による「学びの保障」

3(2)におけるICTの活用においては、「とちぎの子ども『学びの保障』に向けた応援サイト」や文部科学省のホームページ等で紹介している事例やコンテンツ等も参考にして学習の充実に努めること。

そのためには、全ての児童生徒が家庭においてICTを活用可能な環境とする必要があることから、以下の内容に取り組むこと。

- (1) 一人一台端末など学校におけるICT環境が十分整っている場合は、それらを全ての児童生徒が家庭でも最大限活用できるように工夫すること。
- (2) 学校の環境のみで全ての児童生徒のICT環境が対応できない場合には、家庭や学校にあるあらゆる機器や環境を最大限活用すること。そのために、学校において、児童生徒の家庭におけるインターネット通信等のICT環境を早急に把握すること。
- (3) そのうえで、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭に対しては、学校が最大限の支援を行うこと。

IV 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

1 健康観察の徹底

- (1) 登校前には、毎日自宅で検温を行うとともに、風邪症状等を確認するよう指導する。また、登校時に教職員が検温結果及び健康状態を把握する。
- (2) 発熱や風邪症状等がある場合は、自宅で休養するように指導する。
- (3) 登校前に検温を忘れた児童生徒については、保健室等で検温するように指導する。
- (4) 校内で発熱や風邪症状等が確認された児童生徒は早退させる。保護者の来校まで、待機が必要な場合は、他の児童生徒との接触を可能な限り避けられるよう別室を利用するなどの配慮を行う。

なお、発熱等の場合は、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に受診方法等について電話相談し、受診するように指導する。また、かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡するように指導する。

（参考）栃木県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口について」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/shingatakoronavirussoudanmadoguti.html>

2 日常の感染症対策の徹底（飛沫感染と接触感染の防止）

- (1) こまめな手洗いの徹底（手洗いの6つのタイミング）
外から教室に入る時、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食の前後、清掃の後、トイレの後、共有のものを触ったとき等の機会に、こまめな手洗いをを行うよう指導する。

（参考）首相官邸・厚生労働省ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>

(2) 3密（密閉・密集・密接）を避ける工夫

① 換気の徹底

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。

ア 常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開けることも必要である。

イ 常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。

ウ 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮する。

エ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

オ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。

カ 換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。また、換気設備が人数に必要な換気能力を有するとは限らないので、換気能力を確認し、必要な場合には、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用する。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行う。

キ 冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組むことが必要である。気候上可能な限り、常時換気に努める（難しい場合には30分に1回以上窓を全開にする）。

(ア) 室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効である。

(イ) 地域の気候条件に応じた換気方法

換気の方法については、地域の気候等に応じた方法がある場合もある。それぞれの気候条件に応じて、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師に相談してください。

(ウ) 機器による二酸化炭素濃度の計測

十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能である。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としている。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとしており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする。

② 身体的距離の確保

座席の間隔については、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように配置する（ただし、レベル1の場合）。なお、これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能である。

③ マスク着用

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用すべきと考える。

体育の授業においては、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

（参考）事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
（令和2年5月21日）

[参考] フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

(3) 学校の保健管理

① 学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制を整え、学校環境衛生等の対応について確認しておく。

② 教室やトイレなどで、多くの児童生徒や教職員が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用の教材、教具、情報機器などは1日1回消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒を行い、学校環境衛生を良好に保つ。

（参考）厚生労働省、経済産業省、消費者庁リーフレット

「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

(4) 新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導

児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策について、発達の段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これらを避ける行動をとることができるように指導する。

また、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、発達の段階に応じた指導を行うことを通じ、このような偏見や差別が生じないように指導する。

(参考) 文部科学省指導資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

(5) 学校給食の実施

学校給食を実施する場合は、「学校給食衛生管理基準」の遵守を徹底するとともに、下記により感染症対策に努める。

- ① 給食の配食を行う児童生徒や教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検する。適切でないと認められる場合は給食当番を変えるなどの対応をとる。
- ② 会食では、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控える、換気を強化するなどの対応が必要である。また、喫食中は机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。

3 家庭との連携

学校内での感染拡大や集団感染を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要である。

新型コロナウイルス感染症から児童生徒を守り、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、各家庭においても「新しい生活様式」を踏まえ、以下のような取組に協力をいただけるよう呼びかけていくことが大切である。

そのためには、PTA等と連携し、保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がける必要がある。

- (1) 毎日、登校前に児童生徒の健康観察（発熱等の風邪症状の有無の確認）をお願いする。
- (2) 感染が蔓延している地域では、児童生徒本人のみならず、同居の家族に発熱、咳などの症状がある場合においても、児童生徒の登校を控えるようお願いすることも考えられる。
- (3) 休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意を払うようお願いする。

4 新型コロナウイルス感染症が発生した場合などの対応

(1) 児童生徒が感染者 ※1 となった場合

- ① 当該児童生徒は治癒するまで出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)
- ② 学校の臨時休業等については、個々の事例ごとの対応が必要となることから、臨時休業を直ちに行うのではなく、県等の保健衛生部局と相談の上、市町教育委員会が判断する。(学校保健安全法第 20 条)

※1 感染者：症状の有無にかかわらず、遺伝子検査（PCR検査等）の結果が陽性となった者

(2) 児童生徒が濃厚接触者 ※2 となった場合

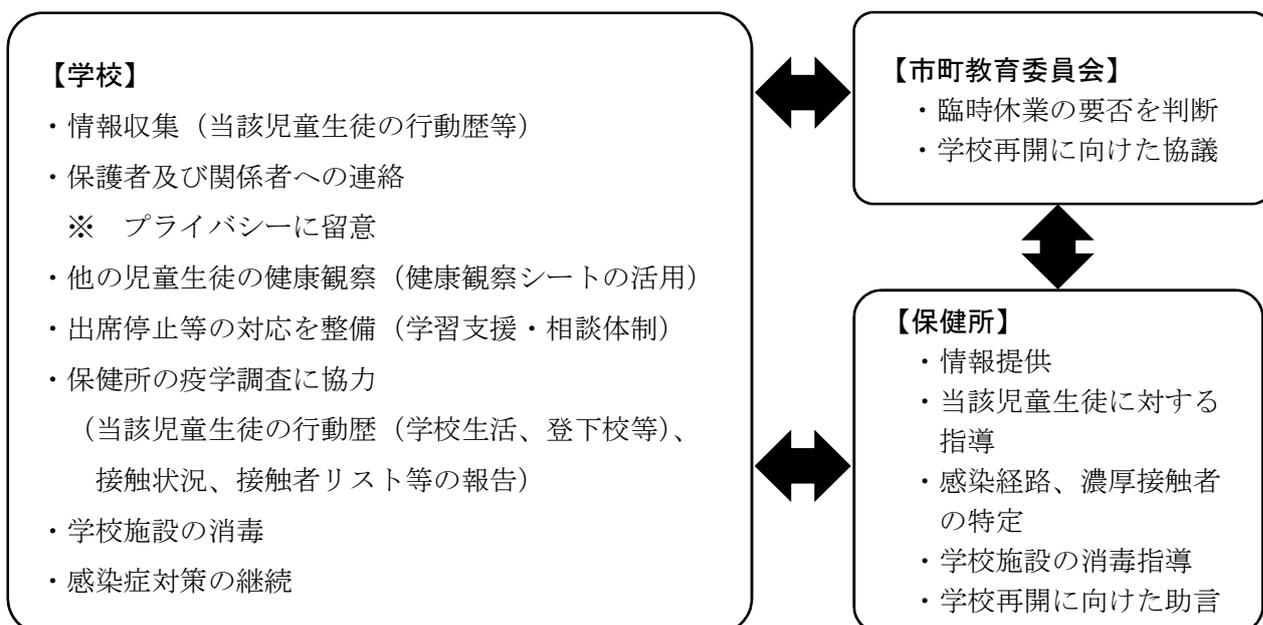
- ① 当該児童生徒は出席停止とする。(学校保健安全法第 19 条)
出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間と示されている。
- ② 学校では、当該児童生徒の行動歴等を把握し、接触したと思われる児童生徒の健康観察を行う。現状では濃厚接触者ではないが、濃厚接触者と関係のあるもの（家族等に濃厚接触者（もしくはその疑い）がいるなど）についても、保護者の意向や感染が心配される合理的な理由などから判断し、出席停止等の措置をとることもできる。(学校教育法施行規則第 63 条)

※2 濃厚接触者：保健所の調査の結果、特定された者

(3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

- (1)又は(2)と同様の対応とする。(教職員は、傷病休暇、特別休暇又は在宅勤務等)

なお、児童生徒や教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合は、市町教育委員会及び保健所へ連絡する。また、県対策本部（保健福祉部）から県教育委員会が情報を把握した場合は、県教育委員会から市町教育委員会へ連絡する。



児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、以下の通り判断する。

- ① 学校は設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況について伝える。この情報を踏まえ、設置者は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、学校及び設置者は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力する。
- ② 同時に、校長は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。
- ③ 加えて、保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取る。
- ④ これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。これ以外の場合には、学校教育活動を継続するが、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられる。

5 出席停止の取扱い

- (1) 児童生徒の感染が判明した場合には、治癒するまでの間、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」とする。
- (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 2 週間とする。
- (3) 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、「出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことが出来ない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。
- (4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒については、保護者が主治医に相談した上で登校すべきではないと判断された場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

※ 参照：別添 3 3月 11 日付け義教第 1277 号「新型コロナウイルス感染症対策のための出席停止等に伴う指導要録の記載について（通知）」

6 教職員の感染症防止に向けた取組

学校において、教職員が感染源や感染経路とならないよう、以下の点に十分留意する。

- (1) 不要不急の県をまたぐ移動は避ける。特に、クラスター発生施設や一定の安全性の確保が難しいと考えられる施設（感染防止対策の徹底されていない施設）等への外出機会を極力減らすなど、節度ある行動をとる。
- (2) 出勤する教職員に毎朝の検温及び風邪症状等がないことを確認し、教職員の健康状態を管理し、軽度であっても不調を訴える者が出勤しないよう指導する。
- (3) 教職員が新型コロナウイルスに罹患しないよう、職場内における「3密（密閉、密集、密接）」を避けるため、定期的に換気を行うことやマスクの着用、手洗い・咳エチケットの徹底など衛生管理面において対応を図る。
- (4) 教職員の勤務について、基本的な感染症対策を徹底するとともに、体調の悪い教職員が管理職に相談しやすい風通しのよい環境づくりを行う。

V 児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導

1 児童生徒の心情等に配慮した対応

児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細かな指導を行う必要がある。臨時休業により、家庭での生活が長期化したことによって、家族との関係や本人の日常生活などに著しい変化がなかったか、学校生活にうまく適応することができているか等、個別の面談等を通してその状況を把握し、教職員間で情報を共有しながら早期の対応に努める。

- (1) 一人一人を大切にされた雰囲気づくり
児童生徒が体調不良を訴えることに抵抗を感じないような雰囲気を醸成するようにする。
- (2) 教育相談の充実
 - ① 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の的確な状況把握に努める。
 - ② 体調不良の児童生徒の不安な気持ちに寄り添った支援に努める。
 - ③ 悩みや不安を抱える児童生徒や保護者に対しては、個別に面談を行うことにより、児童生徒の気持ちに寄り添った支援に努める。
[例] 感染症にかかるかもしれないという不安
進学や受検等の準備が遅れていることへの不安
思うように学習が進まないことへの焦り
部活動の大会が中止となってしまったことに対する喪失感
 - ④ 必要に応じて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒一人一人に寄り添った支援の充実を図る。

(3) 児童虐待防止のための対応

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康診断等の実施などにより、児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげる。欠席している児童生徒等に対しては、感染症対策の徹底に留意しつつ、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携を行うなどにより、定期的に児童生徒の状況を把握できるように努める。

2 人権意識の涵養

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行うことなどを通じ、医療従事者、社会機能の維持にあたる方、感染者本人や関係者等に対する偏見や差別、いじめ、誹謗中傷などが生じないように十分配慮する。

また、児童生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を適宜活用できるよう、周知に努める。

なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族にもつ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならない。

VI 学校ならではの学びを最大限に保障するための備え

1 児童生徒の学びを止めないために

新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も必要に応じて臨時休業等が行われる状況が想定される。そのため、いつ臨時休業になっても、児童生徒の学びを保障することができるよう準備を進めることが重要である。

(1) 臨時休業中も、学びを止めない

やむを得ず臨時休業を行わなければならない場合であっても、学校が課す家庭学習と、教師によるきめ細かな指導や学習状況の把握により、児童生徒の学習継続及び学校との関係維持を徹底する。

(2) 速やかに、できるところから学校での学びを再開する

ゼロか百かで考えるのではなく、感染拡大のリスクを最小限にしつつ、人数・日時を限った分散登校の積極的な活用などにより、できるところから学校での学びを再開していく。

(3) あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す

感染防止に配慮しつつ、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化などのあらゆる手段を用いて、協働的な学び合いを実現しつつ学習の遅れを取り戻す。

(4) 柔軟な対応の備えにより、学校ならではの学びを最大限確保する

特例的な対応を活用した教育課程の見直しやICT環境の整備などを含め、柔軟な対応を可能とするための準備を進め、一旦収束しても再度感染者が急激に増加するような場合であっても学校ならではの学びを最大限に確保すること。



2 ICT環境を最大限に活用するための現状の把握と対策の考案

児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることにも鑑み、市町教育委員会や各学校の平常時における一律の各種ICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用することが求められる。そのために、市町教育委員会や各学校において、家庭の通信環境について把握することが大切である。

一方、家庭の端末等を活用することは、あくまで緊急的な対応であり、各市町教育委員会において早急に児童生徒のICT環境を整えることが必要である。

(1) 現状の把握

① 学校におけるICT機器やネットワーク環境についての確認事項（例）

- Webカメラやマイクなど遠隔授業を行う上で必要な機器があるか。
- 学校のパソコンやタブレットに、「Zoom」などWeb会議や遠隔授業を行う上で必要なアプリケーションをインストールすることは可能か。
- 市町教育委員会や学校に、貸出し可能なICT機器やルーターはあるか。

② 家庭におけるICT機器やネットワーク環境についての確認事項（例）

- インターネットを利用することは可能か。
- インターネットを利用する際に、データ通信量の制限はあるか。
- 学習用プリントなどをダウンロードし、印刷することは可能か。
- インターネットに接続可能なICT機器はあるか。
- 児童生徒が使用可能なICT機器はあるか。
- 児童生徒が使用可能な端末から、「YouTube」の動画を視聴することは可能か。
- Webカメラやマイクなど遠隔学習を行う上で必要な機器はあるか。
- 「Zoom」などWeb会議や遠隔授業を行う上で必要なアプリケーションをインストールすることは可能か。

(2) 具体策の考案

各学校において把握した現状を踏まえ、例えば、次の表のように中・長期的、短期的な準備・対応等に分けて具体策を考案し、諸準備を進めておくことが考えられる。

表 中・長期的、短期的な準備・対応例

	中・長期的な準備・対応 (一人一台端末導入に向けて)	短期的な準備・対応 (再度の臨時休業となった際)
全ての学校において取り組むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の家庭にある I C T 環境を調査する。 ・ I C T 環境のない児童生徒がオンラインで学べる場（公共施設や余裕教室等）を確保する。 ・教職員の I C T スキル向上研修を行う。 ・ I C T 環境の利用規則やセキュリティ等を見直す。 ・個別指導が必要な児童生徒への対応を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が見通しをもって学習を進められるよう一週間分の学習計画を提示する。 ・学校の実態に即した遠隔学習を推進する。 ・学校の実態に即して I C T 機器を貸し出す。 ・ I C T 環境のない児童生徒が学べる場を提供する。 ・個別指導が必要な児童生徒へ対応する。
I C T 環境の整備が進んでおらず、活用も図られていないと判断できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での学習内容を回収し、添削して補習するサイクルを確立する。 ・ W e b 会議システムを使って児童生徒とやり取りができるよう研修を実施する。 ・各家庭の I C T 環境の調査を基に、機器の貸し出し計画を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体での課題を郵送したり、電話やメールを活用したりして学習指導を行う。 ・家庭学習による課題を集めて確認し、分散登校の際に補充指導を行う。 ・ I C T 環境が整っていない家庭への機器の貸し出しや、依頼しておいた公共施設等での遠隔学習を行う。
I C T 環境の整備及び活用を進めているが、十分ではないと判断できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ W e b 上での学習プリント等のやり取りや W e b 会議システムを用いて児童生徒が探究的に学習することができるよう、研修を実施する。 ・臨時休業となった際に活用できる学習支援サイトや動画等の情報を集約する。 ・家庭では授業動画を視聴し、学校では協働的に学べるよう、授業計画を見直す。 ・ I C T 機器をいつでも貸し出せるよう準備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での学習と分散登校での対面指導を組み合わせた学習指導を行う。 ・家庭訪問や電話等で児童生徒の学習状況を把握し、補充指導を行う。 ・ W e b 上のコンテンツや授業動画を活用して学習指導を行う。 ・ W e b 会議システムを活用した学習内容の解説や質疑応答、学習状況の把握を行う。 ・ I C T 環境が整っていない家庭へ機器を貸し出す。
I C T 環境が整備されており、活用も図られていると判断できる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影した授業動画をクラウド等へ保存し、いつでも復習できるようにする。 ・オンラインでの協働的な学びを実現できるよう、日常の授業から双方向で考えを交流し合う学びを推進する。 ・ I C T 機器をいつでも貸し出せるよう準備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業動画を配信して学習を進める。 ・ W e b 会議システムを用いて、同時双方向型授業を進める。 ・ I C T 環境が整っていない家庭へ機器を貸し出す。

[参考] オンラインでの指導において教材等の著作物をインターネットで送信する際、著作権について留意すべきことはあるか。

- オンラインでの指導の際に著作物をインターネットで送信する場合には、原則として著作権者の許諾を得る必要があるが、平成 30 年の著作権法改正により、学校の設置者が一括して補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく様々な著作物を円滑に利用することができる制度（授業目的公衆送信補償金制度）が創設されている。
- これにより、例えば、担任の先生が予習・復習・自宅学習用の教材をメールで送信することや、リアルタイムでのオンライン指導やオンデマンドの授業において、講義映像や資料をインターネットで児童生徒等に限って送信することなどが可能となる※1。
- この制度は、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急的な対応として、当初の予定を早め、令和 2 年 4 月 28 日に施行されており、また、補償金額は令和 2 年度に限って特例的に無償となっている。
- 本格的に制度が運用される令和 3 年度以降の有償での補償金の額については、令和 2 年 12 月 18 日に文化庁長官によって認可された。補償金額※2 は、児童生徒等一人当たり小学校 120 円、中学校 180 円といったように学校種毎の金額となっている。文部科学省では、認可された補償金額を基に、各学校種や設置者の種別毎に、令和 3 年度の地方財政措置要望や、政府予算案に必要な経費を計上することで、補償金支払に伴う負担軽減措置を講じている。
- なお、例えば、学校での購入が想定されるドリル・ワークブックをそのまま送信するといった購入等の代替となるような状態でインターネットを介した送信をすることなど、著作権者の利益を不当に害する行為は認められないので、御注意いただきたい。令和 2 年度及び 3 年度における具体的な運用指針（ガイドライン）については、権利者と教育関係者で議論が進められた結果、以下の URL にて公表）されているのでそれらも参照していただきたい。
- ・ 令和 2 年度版ガイドライン：<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>
（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）
- ・ 令和 3 年度版ガイドライン：<https://forum.sartras.or.jp/info/005/>
（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）

※1 個々の教員や児童生徒等ではなく、教育委員会等の組織が主体となって教材や授業動画を作成・配信する場合は、この制度の対象外となる。この場合、権利者の許諾を得る必要があるため、関係の著作権等管理事業者等に問い合わせいただきたい。

※2 その他の学校種や減免条件、都度支払いの料金体系など、より詳細な補償金額については、授業目的公衆送信補償金規程を確認していただきたい。

<https://sartras.or.jp/ninka/>（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）